

昭和 5 9 年 8 月招集

第 2 回館山市議会臨時会会議録

館山市議会

目 次

開 会	3
議長の報告	3
議案の配付	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第 5 1 号～議案第 5 3 号	4
提案理由の説明	4
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第 5 1 号）	5
委員会付託の省略（ 〃 ）	7
採 決（ 〃 ）	7
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第 5 2 号）	8
委員会付託の省略（ 〃 ）	9
採 決（ 〃 ）	10
神田 守隆君の質疑、当局の応答（議案第 5 3 号）	10
委員会付託の省略（ 〃 ）	10
採 決（ 〃 ）	11
発議案第 2 号	11
説明	11
委員会付託の省略	12
採決	12
閉 会	13
本日の会議に付した事件	13

1 昭和59年8月1日(水曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番	神田 守隆	2番	田沢 勝信
3番	山中金治郎	4番	日下 君敏
5番	川名 正二	6番	生稲 隆
7番	榎本 春光	8番	小宮 利夫
9番	福原 勤	10番	横溝 功
11番	飯田 義男	12番	石井 謀
13番	石井 昌治	14番	伊藤幸太郎
15番	渡辺 昭夫	16番	松下 正己
19番	黒川 平治	20番	石井 武敏
21番	吉田勇治郎	22番	林 豊
23番	伊賀 多朗	24番	流山源次郎
25番	五十嵐 昇	26番	石井 正
27番	安西 益男	28番	安澤 徳順

1 欠席議員 1名

17番 近藤 好雄

1 出席説明員

市長 半澤 良一
収入役 山田 俊康
総務部長 川畑喜代志
教育委員会委員長 山口 武重

助 役 小倉 澄男
市長公室長 斉藤 武男
民生部長 鈴木 力
教育委員会教育長 安田 豊作

1 出席事務局職員

事務局長 高尾 豊
書記 兵藤 恭一
書記 土橋 康彦

事務局長補佐 熊谷 吉雄
書記 鈴木 哲
書記 熊井 成和

1 議事日程

昭和59年8月1日午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 { 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について
 議案第 5 2 号 工事請負契約の締結について
 議案第 5 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 発議案第 2 号 農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について

開 会 午前 10 時 32 分

◎議長（石井 正君） 本日の出席議員数 26 名、これより昭和 59 年第 2 回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

◎議長（石井 正君） 本臨時会議案審議のため、地方自治法第 121 条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので、御了承願います。

議案の配付

◎議長（石井 正君） ただいま市長から議案並びに説明書の送付がありました。

議案並びに説明書を配付いたさせます。

配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

◎議長（石井 正君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

9 番議員福原 勤君、19 番議員黒川平治君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

◎議長（石井 正君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき議会運営協議会の意見は本日 1 日ということであります。

お諮りいたします。会期を本日1日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(石井 正君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

議案の上程

◎議長(石井 正君) 日程第3、議案第51号乃至議案第53号の各議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明

◎議長(石井 正君) これより各議案に対する提案理由の説明を求めます。

(市長半澤良一君登壇)

◎市長(半澤良一君) 本日、ここに急遽第2回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

今回、急施を要するものとして御審議をお願いいたします案件は、一般議案3件でございます。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第51号工事請負契約の締結についてでございますが、清掃事務所(ごみ)建設工事に係る指名競争入札の結果、株式会社石井工務店が9490万円をもって落札しましたので、同社と工事請負契約の締結をしようとするものでございます。

工事内容といたしましては、鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ面積668.52㎡の建築工事で、工期を本年12月25日までとするものでございます。

本事務所は、清掃センターの稼働に伴うごみ収集関係及び側溝清掃関係職員の勤務室、厚生室、浴室、更衣室及びごみ収集車、側溝清掃車の車庫等でございます。清掃センターと隣接した清掃施設としてごみ収集の効率化を図ってまいりたいと考えております。

次に、議案第52号工事請負契約の締結についてでございますが、館山市立西岬小学校講堂防音改築工事に係る指名競争入札において落札に至りませんでしたので、最低の価格をもって入札した者から見積書を徴した結果、1億2800万円をもって富士土建株式会社と随意契約の締結をしようとするものでございます。

工事内容といたしましては、鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ面積713.6㎡で、講堂、控室、器具庫及び機械室を備えるもので、工期を翌年2月28日までとするものでございます。

次に、議案第53号人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、7月31日任期満了となりました人権擁護委員1人の候補者の推薦を求められておりますので、引き続き西村真次さんを最適任といたしまして御推薦申し上げ、御承認いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上、提案理由について御説明申し上げましたが、いずれも急施を要するものでございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎議長（石井 正君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑応答

◎議長（石井 正君） これより各議案の審議を行います。

まず、議案第51号工事請負契約の締結について御質疑を願います。

◎1番（神田守隆君） 何点か御質問をいたします。

まず、清掃センターに隣接した清掃施設として、というようなことで書いてありますが、具体的な場所はどこにつくるのか御説明を願いたいと思います。

それから、ここには側溝清掃関係職員というふうな表現がございしますが、ごみ収集関係及び側溝清掃関係職員というふうな区分けがされておるわけでありましたが、側溝清掃関係職員というのはどういう意味なのか。ごみ収集関係職員と側溝清掃関係職員というのは区分けをして今後やっていこうという——いままではそれぞれ非常にその辺は融通のきくような形で、ごみについてやる人が同時に側溝をやったりというふうに伺っていたんですが、その辺はそういうふうにはっきりしていくという意味なのかどうか。

それと、今度の清掃センターの開設に伴いまして、収集部門とそれから処理部門——従来は正木ということで、正木のごみ処理場で一本でやっていたように理解しているんですが、今後はその辺について組織上の変更があるのかないのか、その辺はどういうふうになっておるのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○民生部長（鈴木 力君） お答え申し上げます。

まず、第1点の清掃事務所の設置の具体的な場所でございますが、番地で申し上げますと、建設場所は西長田の1163の5ということでございます。現在、テスト操業いたしております清掃センターの道路を隔ててちょうど前といいますか、南側でございます。現在の環境保全公社の東側のところでございます。

それから、側溝清掃職員でございますが、これにつきましては現在におきましても5名の職員を配しております。主要道路の側溝についての清掃を実施しております。ただ、夏場等におきましてごみの収集の多い日におきましては応援体制ということでごみ収集についても行う。今後におきましても同じように側溝清掃については3台車がございまして、それに職員を配置するというので、現在と同じ体制で……。

それから、清掃収集関係の職員と側溝清掃の従事職員については、身分的には全く同じ職員でございます。

それから、いま1点。清掃センターの開設に伴います今後のいわゆる職員勤務体制でございますが、これにつきましては、清掃センターの操業に配する職員につきましては13名を考えておりまして、具体的には受付——トラックスケール1名、焼却部門の12名——これは3班4名体制で12名、これを16時間運転、2交代という形をとっております。

それから、なお粗大ごみ処理施設におきましても、職員数は4名というものを考えております。

以上でございます。

○1番（神田守隆君） 場所についてはわかりました。

それから、側溝清掃関係職員でちょっと——いままでもごみ収集と側溝というのははっきり別に分けていたということ。私の理解では、そういうふうに分けていなくて臨機応変にやっているんだらうというふうな理解を

持っていたんですが、その辺ちょっとはっきりしなかったんでお聞かせを
願いたいと思います。

それから、処理と収集が、今度清掃センターできてどういうふうに組織
上なるのかということで、清掃センターについてはいまの御説明でわかり
ますが、従来衛生課の所管に正木のごみ処理場は入っていたんですが、衛
生課の所管の中に清掃センターというものが含まれて、衛生課のもとに—
—収集部門は衛生課直属みたいな形になって、衛生課のもとに清掃センタ
ーがあって清掃センターのもとに処理部門がくる、こういう理解をしたら
いいんですか。

◎民生部長（鈴木 力君） 側溝清掃の職員といたしましては、現在にお
きまして5名の職員が専門従事職員として従事しています。ただ、先ほど
申し上げましたとおり、夏場のごみの搬出の多い時期につきましては応援
体制という形で収集にあたっておるといふわけでございますが、主として
側溝清掃にあっている。

それから、今後の体制につきましては、収集部門につきましては、大体
29名の職員ということでございまして、これは衛生課直属の職員という
ことでございます。

それから、清掃センターにつきましては、これは一つの、衛生センター
のように独立した、そこで責任をもって処理していくという体制のもとに
今後行う計画でございまして。

◎議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認
めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

◎議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

◎議長（石井 正君） 次に、議案第52号工事請負契約の締結について御質疑を願います。

◎1番（神田守隆君） 指名競争入札の結果落札に至りませんで、その結果随意契約をなされたということですが、ひとつ再入札をしなかった理由、これについてお聞かせを願いたいと思います。

それから、おそらく3回やられたと思うんですが、3回の最低価格の入札の札を入れた業者は富士土建さんなのか。そうでなければ、どこの会社かということをお聞かせを願いたいと思います。

◎総務部長（川畑喜代志君） お答え申し上げます。

再入札しなかった理由ということですが、これは今年度中に事業をどうしても執行したいということでございますので、今後新たに業者等選定いたしますと時間がかかるということですので、どうしても今年度中には無理だということですので、随意契約をさせていただいたわけです。

それから、3回の入札をやったわけですが、3回目でもって最低の入札をされた方は、今回契約を結ぼうとします富士土建でございます。

◎1番（神田守隆君） 入札の問題というのは非常にいろんな問題があるわけなんです。再入札をしなかった理由は時間がないからだというお話なんです。だったらもっと早くこの入札を行ってそれに見合うだけの体制を——当然、3回では落札業者がないということは初めから想定できることで、よくあることだというふうに思うんです。よくあることであるにもかかわらず時間がないからというのでは、これは理由にならないじゃないかと思うんです。そういうことでしたら、もっと早い時期からきちんとやるということで、行政の怠慢だというふうに言わざるを得ないんですが、いかがですか。

◎総務部長（川畑喜代志君） 発言がちょっとまずかったわけですが、地方自治法の施行令——議案説明資料に書いてございますように、施行令でもって、入札で落札しなかった場合には随意契約できるという規定がございますので、随意契約で処理したということでございます。

それから、今回、防音改築工事につきましては、防衛の補助がつきます関係上、どうしても防衛庁と協議に大分時間がかかりますので、事務的にちょっと遅れたということでございます。

◎1番（神田守隆君） 競争入札の問題というのはいろんな問題をたくさん持っていて、一つの慣行になっているわけです、3回やって入札がないと随意契約を結ぶ。しかし、自治法をちゃんと読めば、そういうことができるということであって、再入札しても別に——業者を全部入れ替えてやってもかまわないわけです。そういう点では非常になれ合いみたいなものがあるかもしれませんが、やはりそうしたものを含めて入札にあたっては考えていかなければならぬじゃないかというふうに思うんですが、こうしたいつでも随意契約に移るということではなくて自治法の本意にのっとって再入札のことも含めて考慮されるべきだと思っておりますが、その点についていかがですか。

◎総務部長（川畑喜代志君） 御指摘のとおり地方自治法では随意契約できるという規定ですので、その判断は執行部側で任せられているわけですが、この運用にあたりましては慎重を期したいというふうに思っております。

◎議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

◎議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

質 疑 応 答

○議長（石井 正君） 次いで、議案第53号人権擁護委員候補者の推薦について御質疑願います。

○1番（神田守隆君） 人権擁護委員の活動内容について、どのような活動内容があるか御説明をお願いいたします。

○市長公室長（斎藤武男君） 昭和58年度の活動状況でございますが、会議関係でございます。定時総会が1回、常務委員会が3回、委員会討論会が1回、それから研修会が1回、これは会議関係でございます。

それから、部会が4回開かれております。

それから、3つ目でございますが、啓発関係でございますけれども、特設の相談所を開設してございます。65回でございますが、そのうち館山では5回ございます。相談件数は52件でございます。

4つ目でございますが、講演会、座談会、映画会、こういうものを館山の関係では3回行っております。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（石井 正君） よって、これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第4、発議案第2号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦についてを議題といたします。

本案は地方自治法第117条の規定により石井 謀君及び黒川平治君の身上の事件でございますので、退席を求めます。

（12番議員石井 謀君、19番議員黒川平治君退場）

○議長（石井 正君） 議案の朗読を願います。

（書記朗読）

○議長（石井 正君） 朗読は終わりました。

議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

24番議員流山源次郎君。御登壇願います。

（24番議員流山源次郎君登壇）

○24番（流山源次郎君） 発議案第2号農業委員会の委員となるべき学識経験者の推薦について提案理由を御説明申し上げます。

選考経過等、詳細につきましては省略させていただきますが、慎重に選考の結果、石井 謀君、黒川平治君、庄司勝江君、飯沼政治君を最適任者と認め推薦いたしたく、5名の賛成者を得まして本案を提案いたした次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終結

いたします。

委員会付託の省略

◎議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。——御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。——討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

採 決

◎議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は分割しておこないます。

まず、石井 謀君、黒川平治君について採決いたします。

石井 謀君、黒川平治君の両君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって石井 謀君、黒川平治君の両君については農業委員会委員に推薦することに決しました。

（12番議員石井 謀君、19番議員黒川平治君入場）

◎議長（石井 正君） 次いで、庄司勝江君について採決いたします。

庄司勝江君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって庄司勝江君を農業委員会委員に推薦することに決しました。

次いで、飯沼政治君について採決いたします。

飯沼政治君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

◎議長（石井 正君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

飯沼政治君を農業委員会委員に推薦することについて賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石井 正君) 起立多数であります。よって飯沼政治君を農業委員会委員に推薦することに決しました。

閉 会 午後11時00分

○議長(石井 正君) 以上で本臨時会に付議されました議案は議了されました。

よって、これにて第2回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 1 会期の決定
- 1 議案第51号乃至議案第53号
- 1 発議案第2号

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長 石 井 正

館山市議会議員 福 原 勤

館山市議会議員 黒 川 平 治